

## 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 1 改正のあらまし

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率等を改正するとともに、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）等の一部改正に伴い、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定基準の改定等を行う。

### 2 新旧対照表

文京区国民健康保険条例（昭和34年文京区条例第42号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条から第十四条の四まで省略</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、<u>第三十五条の三第一項</u>又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条</p>	<p>第一条から第十四条の四まで省略</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条</p>

三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算され

第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算され

る所得の金額を算定する場合には、同法第三百十三条第九項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

#### 第十五条の二及び第十五条の三 削除

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の七・一三 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十三に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万八千八百円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

#### 第十五条の五から第十五条の十一まで省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二・四一 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の

る所得の金額を算定する場合には、同法第三百十三条第九項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

#### 第十五条の二及び第十五条の三 削除

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の七・一四 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。)第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき 三万九千九百円 (一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

#### 第十五条の五から第十五条の十一まで省略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二・二九 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の

総額で除して得た数)

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき  
一万三千二百円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の十三から第十六条の三まで省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の二・一二(介護納付金賦課総額の百分の五十九に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき  
一万七千円(介護納付金賦課総額の百分の四十一に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十六条の五から第十九条まで省略

(保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円)及び第十五条の十

総額で除して得た数)

- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき  
一万二千九百円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の十三から第十六条の三まで省略

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の一・六九(介護納付金賦課総額の百分の五十八に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- 二 被保険者均等割 被保険者一人につき  
一万五千六百元(介護納付金賦課総額の百分の四十二に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十六条の五から第十九条まで省略

(保険料の減額)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十三万円を超える場合には、六十三万円)及び第十五条の十

又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲

又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十九万円を超える場合には、十九万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七条の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲

渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給

渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

与所得者等の数」という。)が二以上の場合に  
あつては、地方税法第三百十四条の二第二  
項第一号に定める金額に当該給与所得者等  
の数から一を減じた数に十万円を乗じて得  
た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る  
保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 二万七千六百十  
円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保  
険者均等割額 被保険者一人について  
九千二百四十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者一人について 一万九  
百円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得  
金額並びに他の所得と区分して計算される  
所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四  
条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等  
のうち給与所得者等の数が二以上の場合に  
あつては、同号に定める金額に当該給与所得  
者等の数から一を減じた数に十万円を乗じ  
て得た金額を加えた金額)に、二十八万五千  
円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後  
に保険料の納付義務が発生した場合にはそ  
の発生した日とする。)現在においてその世  
帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所  
属者の数の合計数を乗じて得た額を加算し  
た金額を超えない世帯に係る保険料の納付  
義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 一万九千四百円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保  
険者均等割額 被保険者一人について  
六千六百円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者一人について 八千五百  
円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 二万七千九百三  
十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保  
険者均等割額 被保険者一人について  
九千三十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者一人について 一万九百  
二十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得  
金額並びに他の所得と区分して計算される  
所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四  
条の二第二項に規定する金額に、二十八万五  
千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日  
後に保険料の納付義務が発生した場合には  
その発生した日とする。)現在においてその  
世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯  
所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算  
した金額を超えない世帯に係る保険料の納  
付義務者であつて前号に該当する者以外の  
者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 一万九千九百五  
十円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保  
険者均等割額 被保険者一人について  
六千四百五十円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者一人について 七千八百  
円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所

得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、五十二万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 七千七百六十円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二千六百四十円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千四百円

第十九条の三から第二十九条まで省略

付 則

1 から 3 まで省略

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第十九条の二の規定の適用については、同条第一号中「総

得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に、五十二万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者

- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額  
被保険者一人について 七千九百八十円
- イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 二千五百八十円
- ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について 三千二百二十円

第十九条の三から第二十九条まで省略

付 則

1 から 3 まで省略

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第十九条の二の規定の適用については、同条第一号中「総

所得金額（同法）とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した額から十五万円を控除した額によるものとし、地方税法」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」とする。

5 から21まで省略

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

22 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

23 以下省略

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、付則第二十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十五条、第十五条の四、第十五条の十

所得金額（同法）とあるのは、「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した額から十五万円を控除した額によるものとし、地方税法」とする。

5 から21まで省略

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

22 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

23 以下省略

二、第十六条の四、第十九条の二及び付則第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。